

税制改正について

平成 23 年 12 月 19 日

(社) リース事業協会

- 「経済社会の構造の変更に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行された（平成 23 年 12 月 2 日）。本法により、平成 23 年度税制改正のうち継続審議となっていた法人税の税率引下げ及び課税ベースの拡大（貸倒引当金制度の見直し等）等が行われることとなった（施行日：平成 24 年 4 月 1 日）。
- 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布・施行され、復興特別法人税等が創設された（施行日：平成 24 年 4 月 1 日）
(以上 1. ～ 4. 参照)
- 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行された（平成 23 年 12 月 14 日）。本法により、復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別税額控除制度等が創設された。
(以上 5. 参照)

1. 法人税率引き下げ、復興特別法人税

法人税率について、普通法人は 30% から 25.5%、中小企業等については 22% から 19% に引き下げられた（法人税法第 66 条等の改正）。

一方、復興特別法人税が創設され、税率は各課税事業年度の基準法人税額に 10% の税率を乗じて計算した額とされた。課税事業年度は、指定期間内（平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の最初に開始する事業年度の開始日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされた（復興財源確保特措法第 40 条～第 52 条）。

2. 貸倒引当金制度の見直し

貸倒引当金制度の見直しにより、対象事業者・対象債権が限定された。

リース取引に関しては、「法人税法第 64 条の 2 第 1 項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定により同項に規定するリース資産の売買があつたものとされる場合の当該リース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人」が対象事業者となり、「当該リース資産の対価の額に係る金銭債権」が対象債権とされた（法人税法第 52 条等の改正）。

また、改正法の適用を受ける場合には、旧法の経過措置が適用されないこととされた（法附則第 13 条）。

〈改正法人税法及び法人税法施行令〉

下線部は改正箇所

(貸倒引当金)

第 52 条 次に掲げる内国法人が、その有する金銭債権のうち更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の政令で定める事実が生じていることによりその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定（その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。）の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時に当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第 5 項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度終了の時に次に掲げる法人に該当する内国法人（略）

イ 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（略）又は資本若しくは出資を有しないもの

ロ 公益法人等又は協同組合等

ハ 人格のない社団等

二 次に掲げる内国法人

イ 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項（定義等）に規定する銀行

ロ 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項（定義）に規定する保険会社

ハ イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定める内国法人

政令で定める内国法人（法人税法施行令第96条第4項）

- 1 無尽業法第2条第1項の免許を受けて無尽業を行う無尽会社
- 2 金融商品取引法第2条第30項に規定する証券金融会社
- 3 長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行
- 4 長期信用銀行法第16条の4第1項に規定する長期信用銀行持株会社
- 5 銀行法第2条第13項に規定する銀行持株会社
- 6 貸金業法施行令第1条の2第3号又は第5号に掲げるもの
- 7 保険業法第2条第16項に規定する保険持株会社
- 8 保険業法第2条第18項に規定する少額短期保険業者
- 9 保険業法第272条の37第2項に規定する少額短期保険業者持株会社
- 10 債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社
- 11 商工組合中央金庫
- 12 日本政策投資銀行
- 13 企業再生支援機構
- 14 前各号に掲げる内国法人として財務省令で定める法人

三 第64条の2第1項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定により売買があつたものとされる同項に規定するリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人その他の金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人として政令で定める内国法人（前二号に掲げる法人を除く。）

政令で定める内国法人（法人税法施行令第96条第5項）

- 1 法第64条の2第1項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定により同項に規定するリース資産の売買があつたものとされる場合の当該リース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人
- 2 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うものに限る。）に該当する内国法人
- 3 質屋営業法第1条第2項に規定する質屋である内国法人
- 4 割賦販売法第31条に規定する登録包括信用購入あつせん業者に該当する内国法人
- 5 割賦販売法第35条の3の23に規定する登録個別信用購入あつせん業者に該当する内国法人
- 6 次に掲げる内国法人
 - イ 銀行法第2条第1項に規定する銀行の同条第8項に規定する子会社である同法第16条の2第1項第11号（銀行の子会社の範囲等）に掲げる会社のうち同法第10条第2項第5号（業務の範囲）に掲げる業務を営む内国法人
 - ロ 保険業法第2条第2項に規定する保険会社の同条第12項に規定する子会社である同法第106条第1項第12号（保険会社の子会社の範囲等）に掲げる会社のうち同法第98条第1項第4号（業務の範囲）に掲げる業務を営む内国法人
 - ハ イ又はロに規定する会社に準ずるものとして財務省令で定める会社のうちイ又はロに規定する業務に準ずる業務として財務省令で定める業務を行う内国法人
- 7 貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者に該当する内国法人
- 8 信用保証業を行う内国法人

2 前項各号に掲げる内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権を除く。以下この条において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時に於いて有する一括評価金銭債権の

額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第六項において「一括貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3～8 略

9 第1項、第2項、第5項及び第6項の規定の適用については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、次に掲げる金銭債権を含まないものとする。

一 第1項第3号に掲げる内国法人が有する金銭債権のうち当該内国法人の区分に応じ政令で定める金銭債権以外のもの

政令で定める金銭債権（法人税法施行令第96条第10項）

※各号のうち2以上の号だいに掲げる区分に該当する場合には、当該2以上の号に定める金銭債権の全てとなる。

- 1 第5項第1号に掲げる内国法人 同号に規定する金銭債権
- 2 第5項第2号に掲げる内国法人 当該内国法人が行う金融商品取引法第35条第1項第2号に掲げる行為に係る金銭債権
- 3 第5項第3号に掲げる内国法人 質屋営業法第14条の帳簿に記載された質契約に係る金銭債権
- 4 第5項第4号又は第5号に掲げる内国法人 割賦販売法第35条の3の56の規定により同法第35条の3の43第1項第6号に規定する基礎特定信用情報として同法第30条の2第3項に規定する指定信用情報機関に提供された同法第35条の3の56第1項第3号に規定する債務に係る金銭債権
- 5 第5項第6号に掲げる内国法人 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者から買い取った金銭債権で当該内国法人の同項第6号イからハまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに規定する業務として買い取ったもの
- 6 第5項第7号に掲げる内国法人 次に掲げる金銭債権
 - イ 貸金業法第19条（帳簿の備付け）（同法第24条第2項（債権譲渡等の規制）において準用する場合を含む。）の帳簿に記載された同法第2条第3項に規定する貸付けの契約に係る金銭債権
 - ロ 買取債権
- 7 第5項第8号に掲げる内国法人 当該内国法人が行う信用保証業に係る保証債務を履行したことにより取得した金銭債権

二 内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権

10～13 略

附則

（貸倒引当金に関する経過措置）

第13条 法人の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度（次項及び第3項において「経過措置事業年度」という。）の所得の金額の計算については、第2条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第52条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項及び第2項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の4分の3に相当する金額」と、同年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の4分の2に相当する金額」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の4分の1に相当する金額」とする。

2 法人が経過措置事業年度において新法人税法第52条第1項に規定する個別評価金銭債権につき同項又は同条第5項の規定の適用を受ける場合の当該個別評価金銭債権については、その適用を受ける経過措置事業年度においては、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第52条第1項及び第5項の規定は適用しない。

3 法人が新法人税法第52条第2項又は第6項の規定の適用を受ける経過措置事業年度においては、第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第52条第2項及び第6項の規定は、適用しない。

3. 減価償却制度の見直し

定率法の償却率について、「250%定率法」が廃止され、「200%定率法」とされた（法人税法施行令第48条の2）。

〈改正法人税法施行令〉

下線部は改正箇所

第48条の2 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産（第6号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が平成20年4月1日以後に締結されたもの）の償却限度額の計算上選定をすることができる法第31条第1項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

- 一 建物（第3号及び第6号に掲げるものを除く。） 定額法（当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第7目（減価償却資産の償却限度額等）において同じ。）
- 二 第13条第1号（減価償却資産の範囲）に掲げる建物の附属設備及び同条第2号から第7号までに掲げる減価償却資産（次号及び第6号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法

イ 定額法

ロ 定率法（当該減価償却資産の取得価額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にその償却費が毎年次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合で通減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（当該計算した金額が償却保証額に満たない場合には、改定取得価額にその償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた改定償却率を乗じて計算した金額）を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目から第七目までにおいて同じ。）

(1) 平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産 一から前号に規定する償却率に2.5を乗じて計算した割合を控除した割合

(2) 平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産 一から前号に規定する償却率に2を乗じて計算した割合を控除した割合

4. 投資促進税制の廃止

「エネルギー需給構造改革投資促進税制」、「中小企業等基盤強化税制」について、平成24年4月1日をもって廃止されることとなった（租税特別措置法第42条の5、第42条の7）。

5. 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別税額控除制度等

復興産業集積区域等において機械等を取得（※）した場合の特別償却又は特別税額控除制度が創設された。（※）所有権移転外ファイナンス・リース取引は取得の税額控除制度が適用できる。

適用期間は、東日本大震災復興特別区域法の施行日（公布日：平成23年12月14日から2か月以内）から平成28年3月31日までとされた。

対象者	対象区域	対象事業	措置内容
東日本大震災復興特別区域法の認定地方公共団体の指定を受けた法人又は個人	認定地方公共団体が作成する認定復興推進計画に定める復興産業集積区域	産業集積事業又は建築物整備事業の用に供する減価償却資産	機械及び装置 税額控除率15% 建物及びその付属設備並びに構築物 税額控除率8%

※1 当期の税額控除は法人税（所得税）の20%が限度額、それを超える金額は4年間の繰越しができる。

※2 特別償却を選択した場合、機械及び装置については、復興特別区域法の施行日から平成26年3月31日までの間は特別償却率100%、平成26年4月1日から平成28年3月31日までは特別償却率50%とされる（建物等については、法施行日から平成28年3月31日までの特別償却率は25%）。

以上